

東京証券取引所における最近の取組み

2025年10月21日

株式会社東京証券取引所



コーポレート・ガバナンス改革、市場改革

東証は、日本経済活性化に資するため、グローバル投資家に魅力ある市場を実現するべく、コーポレート・ガバナンス改革、市場改革を推進

コーポレート・ガバナンス改革

● コーポレートガバナンス・コードの導入

(2015年 策定、2018年・2021年 改訂)

目的	健全な企業家精神の発揮を促し、 会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る
役割	透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための実効的な仕組み（ベストプラクティス）を提示
適用	原則主義とコンプライ・オア・エクスプレイン

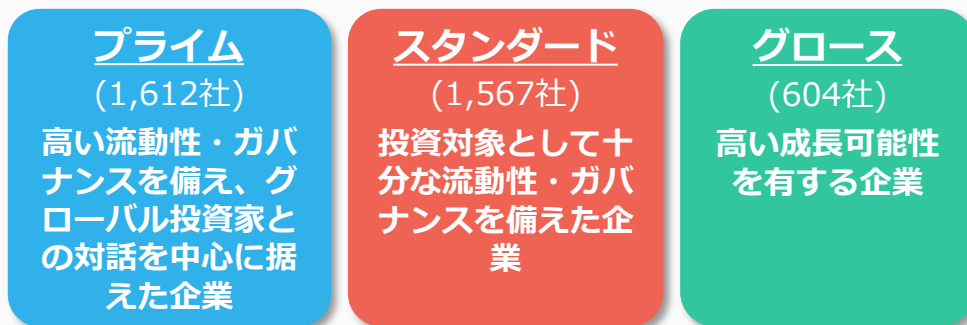
● 独立社外取締役 3 分の 1 以上のプライム上場会社



市場改革

● 2022年 4 月 市場区分を再編

目的：上場会社の中長期的な企業価値向上を支え、国内外の多様な投資者から高い支持される魅力的な市場を提供



※上場会社数は2025年9月末時点

● 2022年7月～ 市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の設置

- 2023年3月 資本コストや株価を意識した経営の推進（プライム・スタンダード）
- 2025年9月 グロース市場改革を開始

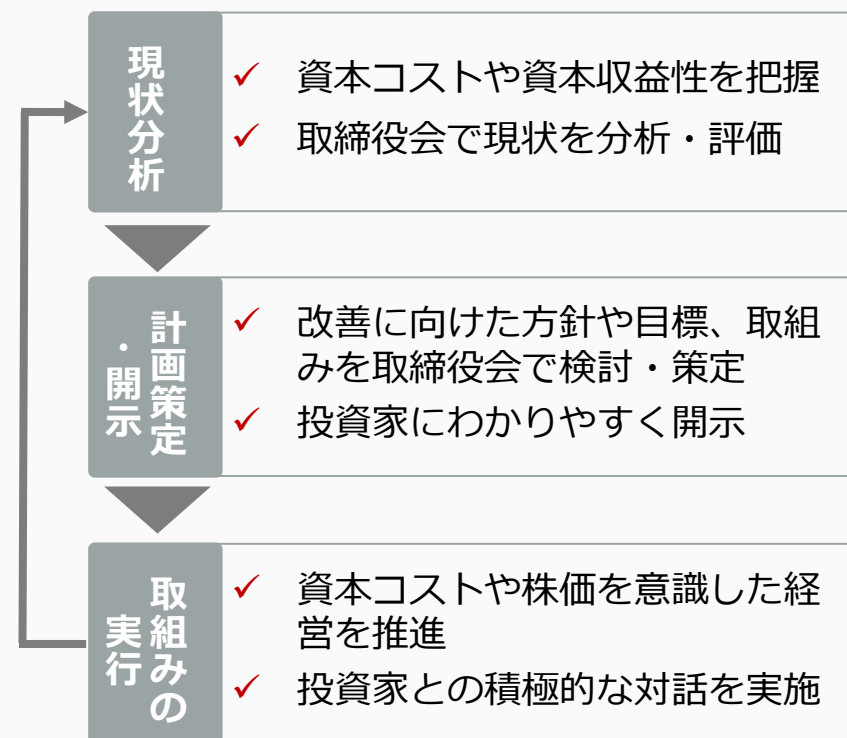
(参考) 「資本コストや株価を意識した経営」の要請

経営者の意識改革を図るため、2023年3月、プライム・スタンダードの全上場会社を対象に、「資本コストや株価を意識した経営」の実現に向けた一連の対応を要請

要請の趣旨

- 要請の目的は、上場企業に、**中長期的な企業価値向上**のため、売上や利益を意識するだけでなく、**バランスシートをベースとする資本コストや資本収益性を意識した経営を実践**していただくこと
- 具体的には、**取締役会が主体**となり、持続的な成長のための**研究開発・人的資本投資や設備投資、事業ポートフォリオの見直し**等を推進することで、**経営資源の適切な配分を実現**していくことを期待
- **自社株買いや増配のみの対応ではなく**、継続して資本コストを上回る資本収益性を達成し、持続的な成長を果たすための**抜本的な取組み**を期待

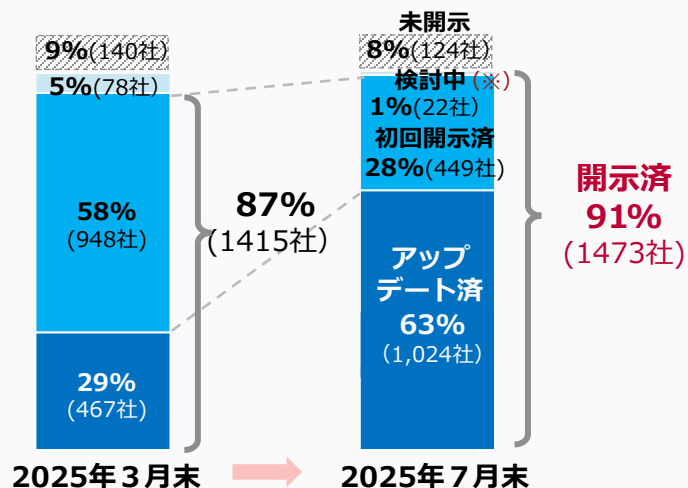
上場会社に求められる対応



年1回以上アップデート

「資本コストや株価を意識した経営」の開示状況

プライム市場

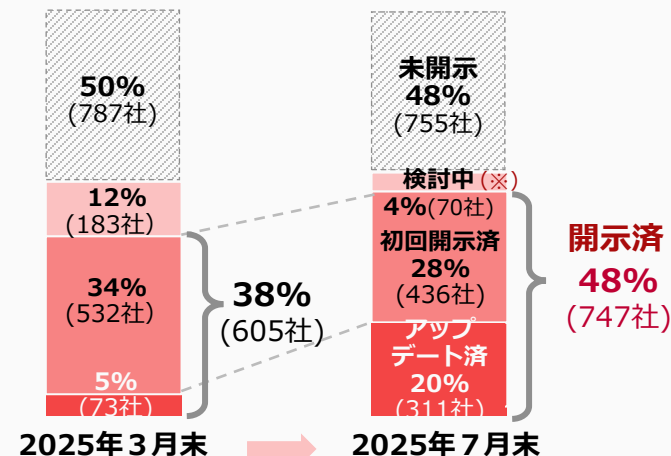


直近 (4～7月) の動向

- ✓ 初回の開示 : 78社 (5%)
- ✓ アップデート : 819社 (51%)
(2回目以降のアップデートを含む)

⇒ プライム市場は、9割以上が開示済・6割以上がアップデート済となり、開示のアップデートを行う企業が中心

スタンダード市場



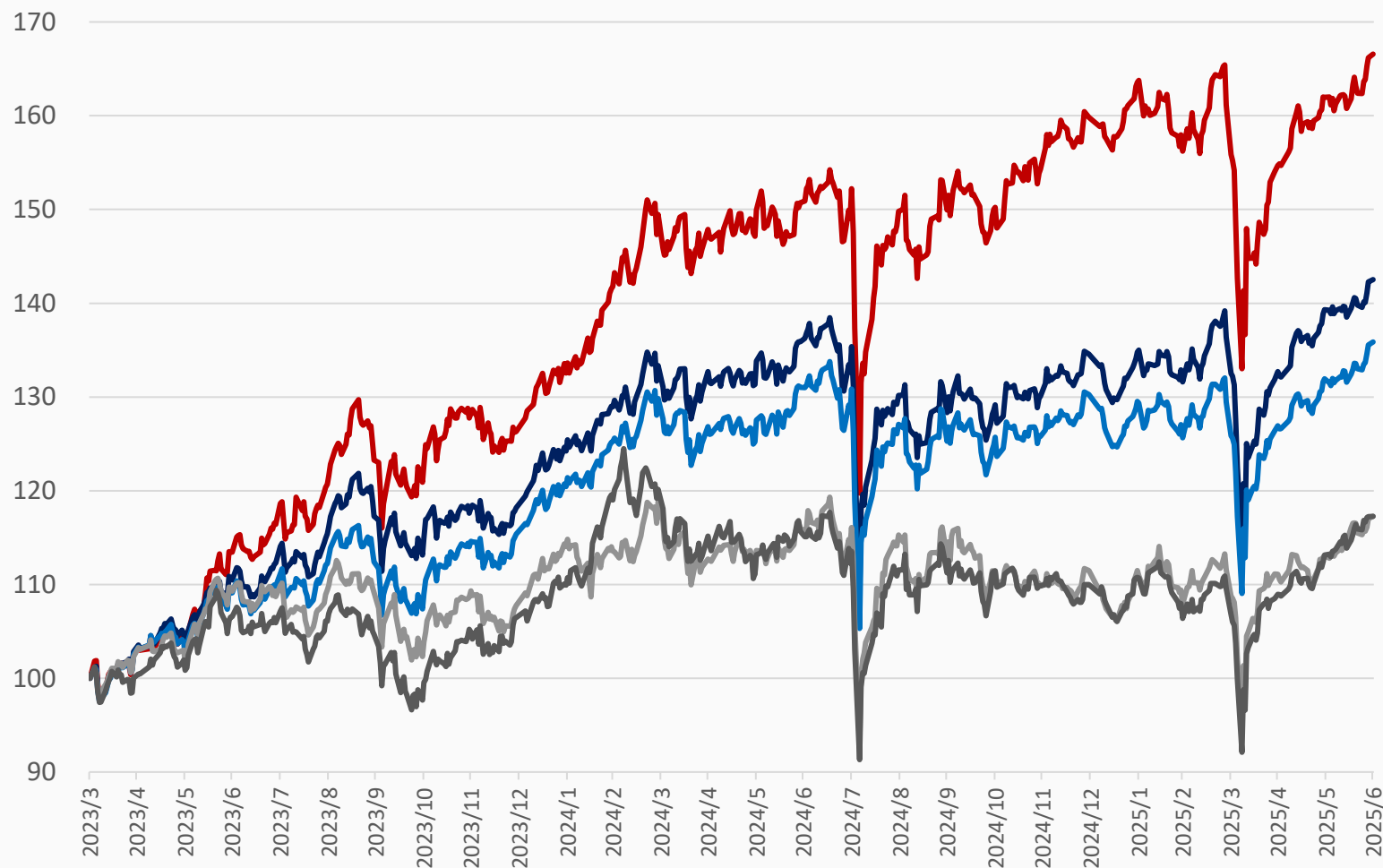
直近 (4～7月) の動向

- ✓ 初回の開示 : 148社 (9%)
- ✓ アップデート : 245社 (16%)
(2回目以降のアップデートを含む)

⇒ スタンダード市場は、足元で新たな開示やアップデートを行う企業が増加しているものの、依然として約半数の企業が未開示の状況

(※) 2025年1月から「検討中」の掲載期間を6か月間とし、期間を過ぎた企業は「未開示」に分類（プライム36社、スタンダード113社）

要請後の株価推移（プライム市場）



事例集掲載企業：+66.6%
(n = 43)

アップデート済：+42.5%
(n = 534)

初回開示：+35.9%
(n = 926)

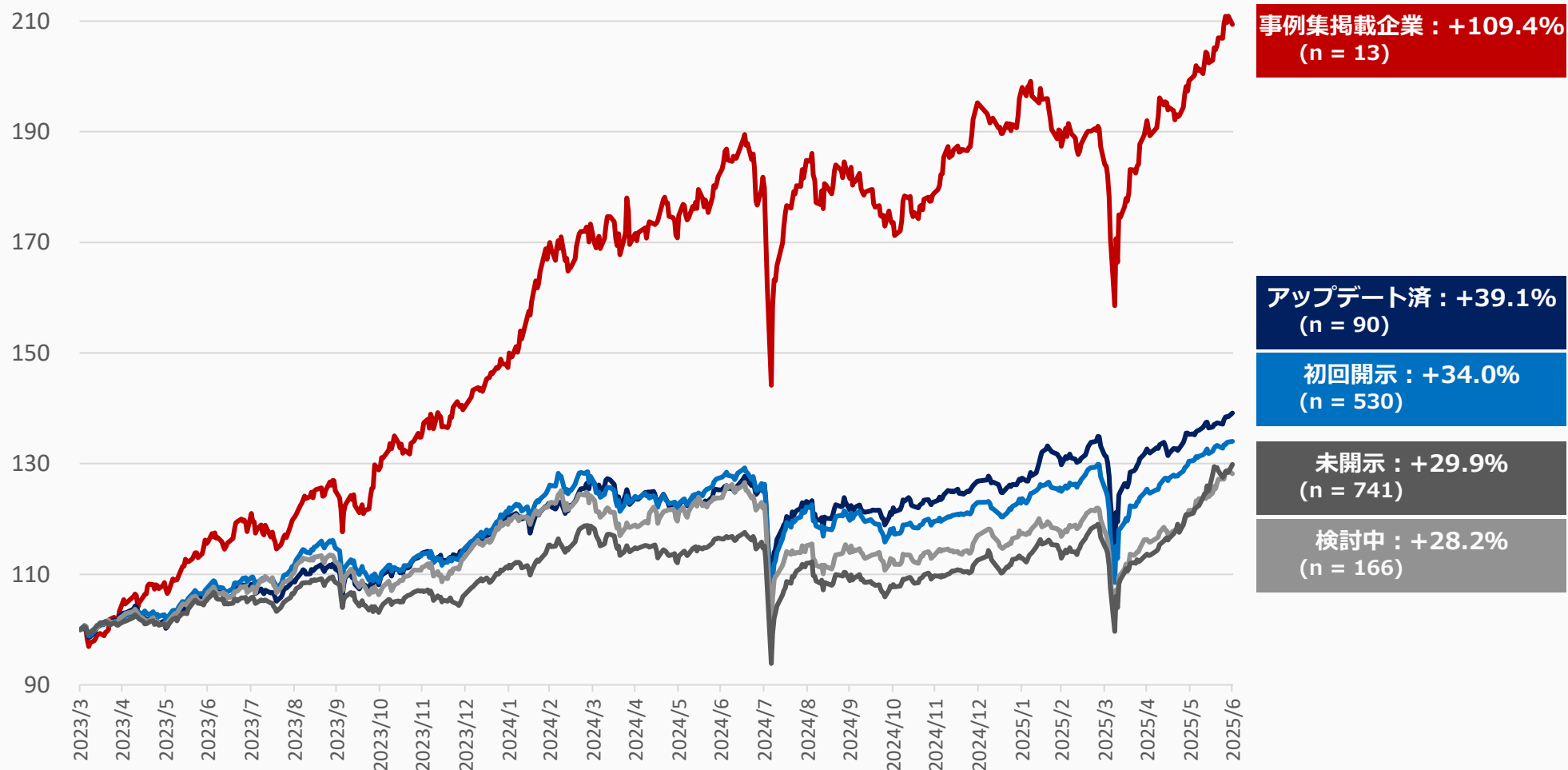
検討中：+17.3%
(n = 63)

未開示：+17.3%
(n = 125)

※ 2023/3/31時点の株価を100に換算し、分類ごとの株価推移を試算（等ウエイト）

※ 開示のステータスは2025/6/30時点の開示企業一覧表に基づき分類

要請後の株価推移（スタンダード市場）



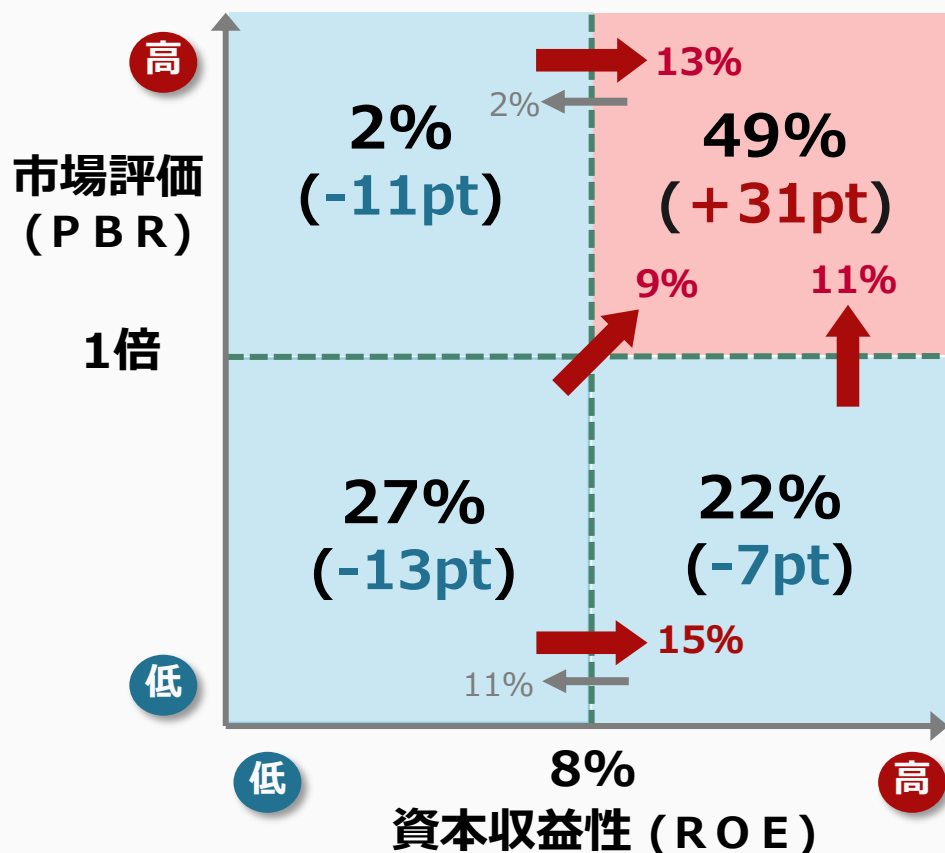
※ 2023/3/31時点の株価を100に換算し、分類ごとの株価推移を試算（等ウェイト）

※ 開示のステータスは2025/6/30時点の開示企業一覧表に基づき分類

市場評価・資本収益性の変化（事例集掲載企業）

- ◆ 要請前後（2022/7～2025/7）における上場会社のPBR・ROEの変化と主な取組みは以下のとおり
 - 4象限の比率（%）は2025/7時点の分布、（）内の数値・矢印は2022/7～2025/7における変化

事例集掲載企業（n=55）



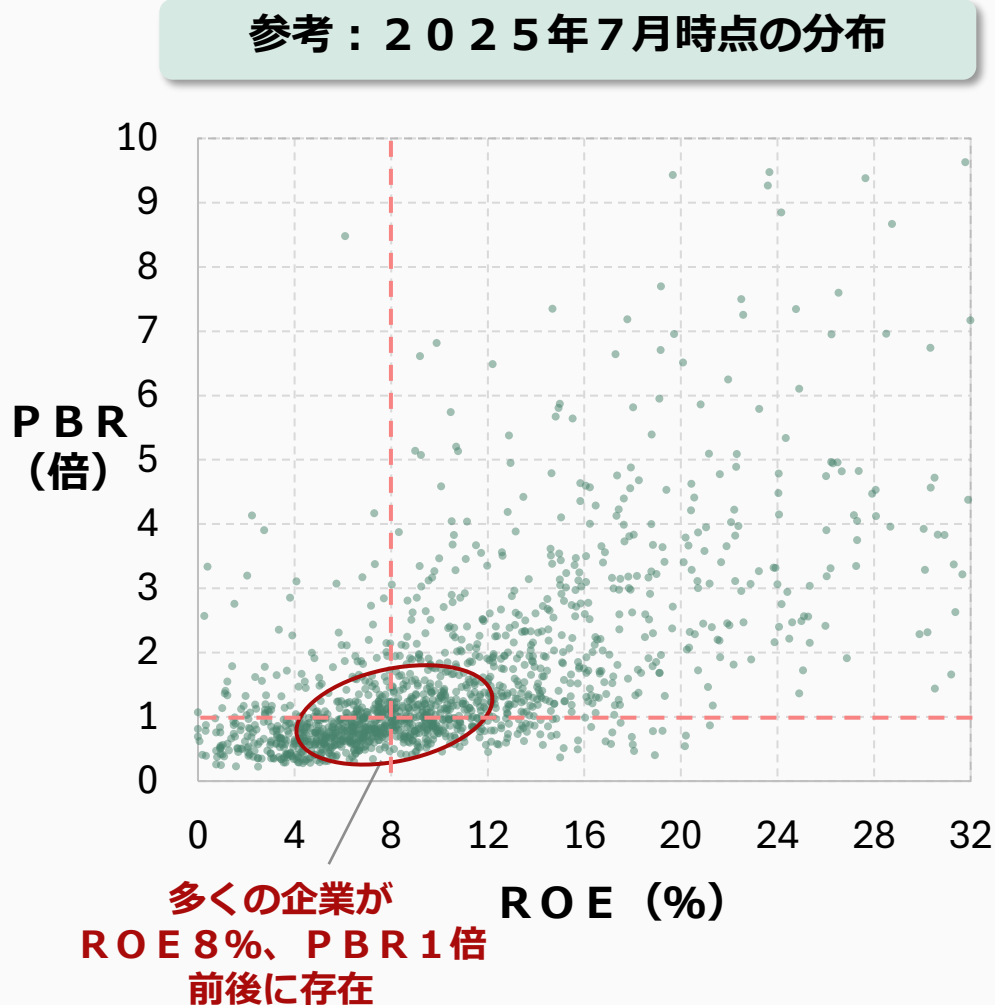
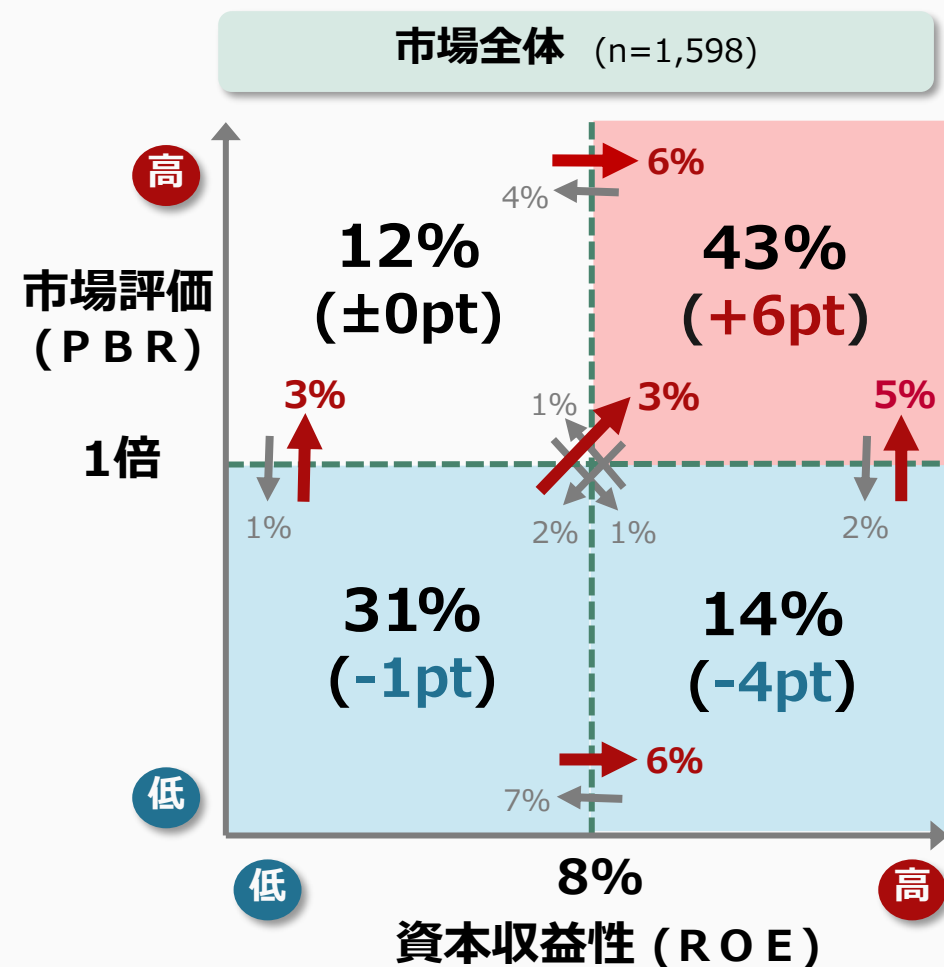
事例集掲載企業の主な取組み

- M&A、成長投資
- 事業ポートフォリオの見直し
- 中長期的な資本政策の策定
- 情報開示・IRの強化
- 対話を踏まえた目標設定の見直し
- 役員報酬の見直し
- 政策保有株式の売却
- 株主還元の実施

⇒ 今後、ポイント・事例集のアップデート時に深掘りして分析

市場評価・資本収益性の変化（プライム市場）

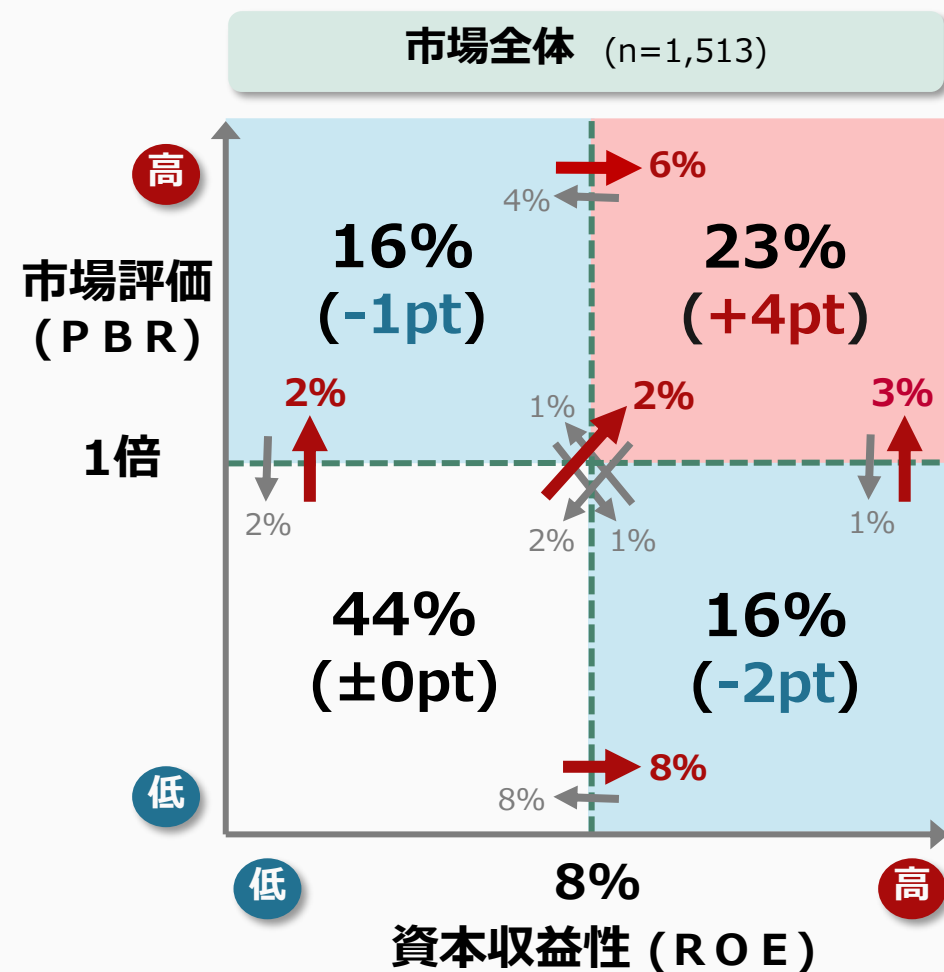
- ◆ 要請前後（2022/7～2025/7）における上場会社のPBR・ROEの変化は以下のとおり
- 4象限の比率（%）は2025/7時点の分布、（）内の数値・矢印は2022/7～2025/7における変化



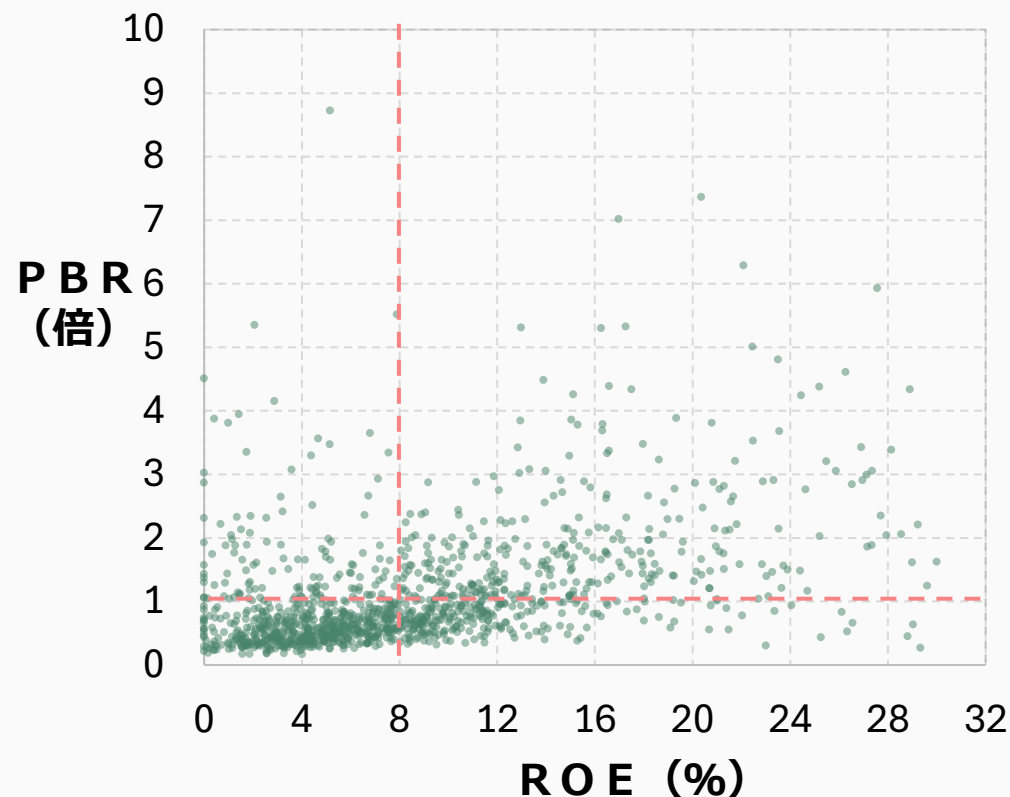
市場評価・資本収益性の変化（スタンダード市場）

◆ 要請前後（2022/7～2025/7）における上場会社のPBR・ROEの変化は以下のとおり

➤ 4象限の比率（%）は2025/7時点の分布、（）内の数値・矢印は2022/7～2025/7における変化



参考：2025年7月時点の分布



機関投資家等からの直近のフィードバック①

- ◆ 本年1月以降に意見交換を行った、アクティブを中心とした海外・国内機関投資家（約200社）からの主なフィードバックは以下のとおり

（企業の変化に対するポジティブな評価）

- 資本コストだけでなくROICやWACCの概念に関する経営者の理解が進んでおり、企業の意識変化を感じる。株主と企業の共通言語が形成されていることが評価できる（国内機関投資家）
- 数年前では考えられないほど、日本企業の資本コストや株価に対する関心が高まっている。また、多くの企業が投資家との対話を重視するようになり、IR・対話の質も着実に向上している（海外投資家）
- 要請の公表当初は、1年程で盛り上がりが終わるかと思ったものの、持続的な変化が起こっているように感じる。かねてより日本株の評価は割安だったが、今回は企業のクオリティが改善している印象（海外投資家）
- 経営者の理解が進んでいることに加え、投資家を意識した検討や開示が着実に進展している。また、色々なセクターにおいて、業界のリーダーが動いて他社が追随するという流れができつつある（海外投資家）
- 数十億円規模の企業の意識も変わってきており、中長期的な資本政策の策定に取り組もうとする企業が出てきている。こうした企業も、今後、少し遅れて成果につながっていくのではないかと（経営コンサル）

（取組みの実効性に関する意見など）

- ポジティブな変化として、ROE目標やキャピタルアロケーション方針、バランスシートの効率化に向けた取組みなどを開示する企業が出てきているが、今後の課題はその計画が実行に移されるかどうかであり、企業価値向上のストーリーとともに、それに向けた今後5年間の道筋を具体的に見せてほしい（国内機関投資家）
- 日本株のアロケーションを増やすには、資本収益性の改善に向けた取組みの開示だけではなく、実際にROEやROICが改善していることを確認する必要がある（海外投資家）

（企業の目線を上げるべきという意見）

- 多くの企業で進展が見られているが、いまだにROE 8%、PBR 1倍を超えていれば一安心という意識の企業もあり、取組みを進める企業とそうでない企業の間で、差が広がっていることは大きな課題（国内機関投資家）
- 更なる改善の余地がある企業が、PBR・ROEを少し向上させただけで終わりとならないようにしないといけない。企業はそこで満足せずに、上に上にと目指してほしい（海外投資家）

機関投資家等からの直近のフィードバック②

(課題や今後の示唆など)

- 企業経営者との面談を通じて感じるが、資本コストに対する理解は進んできている一方で、それをいかに経営に反映させるかという意識は依然として希薄である。例えば、R O I Cを用いた不採算事業からの撤退や、成長事業への資源配分といったドラスティックな経営判断がなかなかできていないが、いかに経営者が動いてくれるかがカギであるので、抜本的な取組みが実行に移されるよう、引き続き後押ししてほしい（国内機関投資家）
- 株主還元が資本効率向上に向けた検討の出発点となっている企業が多く、自社株買いが増えている印象がある。余剰資金を払い出す手段としては良いものの、場当たりの株主還元策は、株価に対して意味をなさなくなってきた。目指すバランスシートの姿やキャッシュアロケーション方針をしっかりと考えるところから始めるよう意識付けをして、中長期的な企業価値向上に向けたコアビジネスへの投資は続けてほしい（海外投資家）
- 企業がキャピタルアロケーションの方針やR O E目標を掲げるようになったところまでは成功として評価してよいと思うが、それらを達成するための行動を誘引するカギになるのが業績連動型の役員報酬だと考える。日本企業は特に、株価等に連動する役員報酬の割合や絶対額が少ない（海外投資家）
- 開示された計画が実行に移されるフェーズに来ているが、開示のアップデートも重要となってくる。計画がすべて完了し、目標を達成してから開示するのではなく、アップデートの際に進捗状況を適切に開示したり、進捗に対する分析や必要に応じてリカバリ策などを投資者に説明していくことが求められる（海外投資家）
- 少し遅れてではあるが、新たに成長投資や中長期の目標設定を行う企業も出てきている。一方で、成長投資が目先のP L改善を意識したもので、中長期の企業価値向上につながらないものであったり、目標設定が各種取組みと紐づいておらず、ストーリー性を持った説明ができていないなど、改善すべき点も多い（国内機関投資家）
- 要請から2年が経過し、個社のビフォーアフターが比較できるようになってくるはずなので、改善した企業を何らかの形で取り上げることが、日本企業と機関投資家に対する良いメッセージになるのではないかと（海外投資家）
- ギャップ事例には重要な課題がまとまって掲載されており、エンゲージメントの場で活用している。これまで弊社単独の意見と捉えられてきたことが、他の投資家も考えていることだと企業に理解してもらえるようになった。また、好事例集の存在が広く認識されてきた今だからこそ、次のステップとして、企業がこの好事例に掲載されることを目指すインセンティブ付けを行うのはどうか（海外投資家）

上場会社向けアンケート結果のまとめ

◆ 今般のアンケートの結果、取組みや検討を進めるうえでの課題として、以下のものが多く挙げられた

組織・体制面	取組み内容
✓ 検討のリソース・体制が不足している（49%） ✓ 社内での検討・調整に時間がかかる（35%） ✓ 担当者レベルでの検討に留まり、取締役会レベルでの検討が進まない（17%）	✓ 中長期的な資本政策の策定が難しい（49%） ✓ 自社の資本コストの把握が難しい（26%） ✓ 事業ポートフォリオの見直しが進まない（20%） ✓ 資本コストを上回る成長機会が見つからない（22%）
投資家との対話	その他
✓ 機関投資家との接点が不足している（38%） ✓ 自社・業界のビジネスモデル・課題について、機関投資家側の理解が十分ではない（27%） ✓ 機関投資家からの質問が短期的な内容に終始し、長期的な観点での議論にならない（26%）	✓ どのように開示すれば投資家にうまく伝わるか分からない（38%） ✓ 取組みを進めても報われない（29%） ✓ 取組み・開示のアップデートにどう取り組めばよいか分からない（21%）

※（ ）内はアンケート回答企業全体の選択率

◆ 取引所に期待する施策・サポートとしては、以下のものが多く挙げられた

取引所からの提供・拡充を期待する施策
✓ 他社の取組事例の紹介（好事例・ギャップ事例）（72%） ✓ 経営者向けの取引所からの説明機会（31%） ✓ 担当者向けの取引所からの説明機会（37%） ✓ I Rスキル向上に向けたコンテンツ（47%）

現状と今後の方向性

- ◆ **上場会社の対応状況については明確な差が出てきており、**
 - **プライム市場では開示率が9割を超え、アップデートを行う企業が中心となってきたことから、取組みの実行フェーズにある企業を後押しするため、ポイント・事例集のアップデートなど、企業のフェーズに合ったプラクティカルなコンテンツを提供**
 - **スタンダード市場では足元で初回の開示やアップデートを行う企業も出てきているものの、要請から2年以上が経つなかで、依然として約半数の企業が未開示である点が課題**
- ◆ **また、企業が取組みが進捗するなかで、機関投資家からは、ROE 8%、PBR 1倍を超えていれば一安心という意識の企業が多いとの声もあり、企業の目線感を上げていくための啓発が必要**
- ◆ **機関投資家とのコミュニケーション促進の観点からは、機関投資家に対する理解を深めるためのサポートを継続的に実施しつつ、企業・投資家双方からのニーズに応じて開示企業リストを改良**

参考資料

コンプライが形骸化していると指摘されている事例

- ◆ 株主・投資者に向き合いながら企業価値向上に取り組む上場会社が増えている一方、合理的な理由もなく対話に応じないなど、株主・投資者に向き合う姿勢が十分ではないと指摘される上場会社も依然として存在
- ✓ 2025年7月から全上場会社にIR体制の整備を義務化するとともに、実効的なIR活動の促進に向けて、「IR体制・IR活動に関する投資者の声」を公表。今後も継続的にフォローアップを実施予定

レベル1：投資者の目線とギャップのある事例③

レベル1

レベル2

レベル3



ギャップ事例③

合理的な理由もなく、対話に応じない

事例（実際のやりとりを元に加工）

個別面談の機会をいただきたい

投資者

企業 a
IR体制が十分に整っていないので、個別面談は一律でお断りしている

企業 b
海外投資家との面談は一律でお断りしている

企業 c
フェアディスクロージャーの観点から、個別面談は一律でお断りしている

投資者のコメント

- ✓ 個別面談を依頼しても、納得できる理由もなく断られてしまう。CG報告書において原則5-1（株主との建設的な対話）などにコンプライを宣言しているにもかかわらず、合理的な理由もなく対話に応じないのは、もはやコンプライしていないと言わざるを得ない。また、成長戦略・資本政策の理解を深めることや、投資者の見方を伝えることを目的として個別面談を依頼しており、インサイダー情報を聞きたいということではないため、フェアディスクロージャーを理由に面談を断るのはズレている。
- ⇒ 株主や投資者との対話に応じる体制を整えることは、上場会社である以上、最低限求められる対応。繁忙期があるのは理解するが、そうでない時期には、できる限り対応していただきたい
→ポイントⅢ、①（資料3-22ページ）

事例（実際のやりとりを元に加工）

貴社のガバナンス体制や、取締役会での検討状況について理解を深めるため、社外取締役と対話したい

投資者

企業 d
社外取締役は多忙のため、面談に応じることにはできない

企業 e
社外取締役は事業の知識・理解が浅いので、代わりに、社内の者が対応する

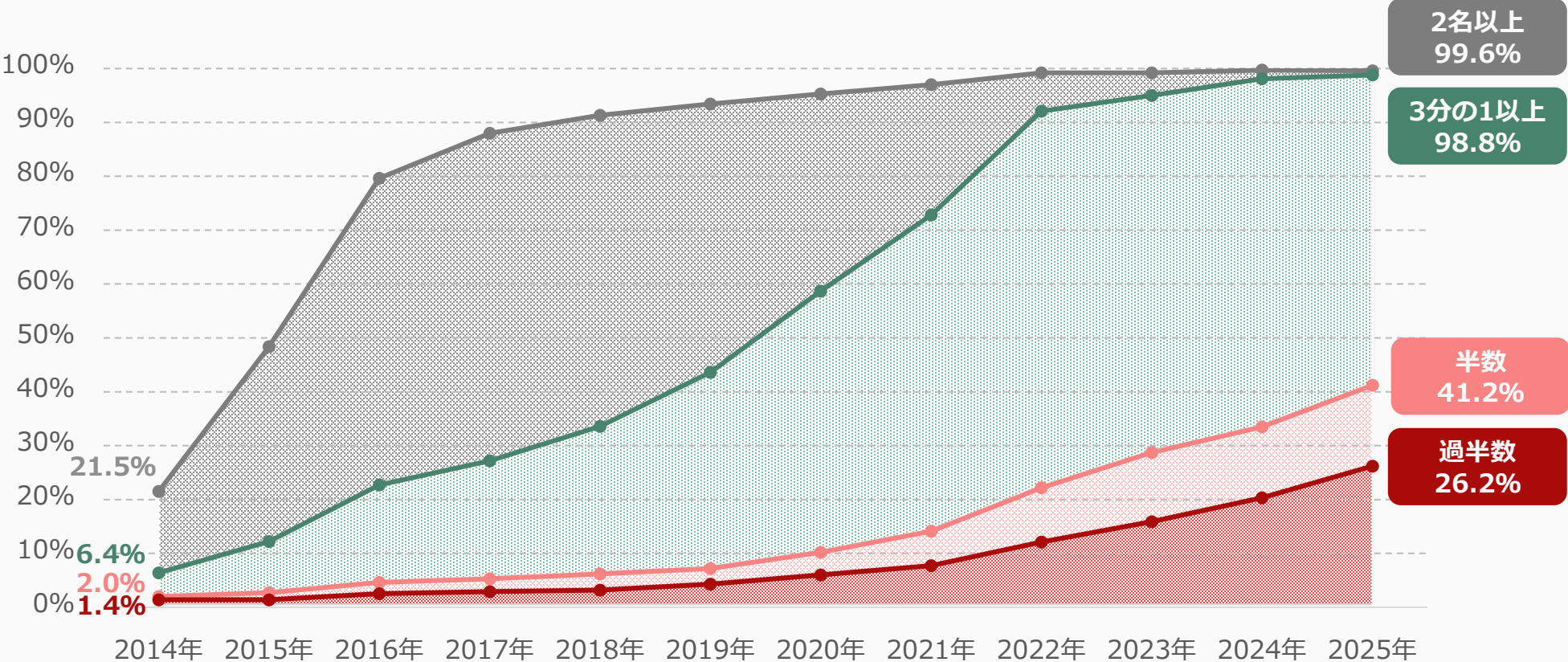
企業 f
当社は、社外取締役との面談は一律でお断りしている ※ 具体的な理由なし

- ✓ CG報告書の補充原則5-1①（対話の対応者は、合理的な範囲で、経営陣幹部、社外取締役を含む取締役等を基本とすべき）にコンプライを宣言している企業であっても、社外取締役との面談を依頼しても、多忙や知識・理解が浅いことなどを理由に断られてしまう
- ⇒ 社外取締役は、社外の観点を持ちながら取締役会での議論に加われる立場であり、本来、少数株主の立場を代弁する役割を担うべき存在。その観点から、社外取締役は、株主・投資者ともコミュニケーションを図り、株主・投資者の考えの理解に努めるべき
- ⇒ 投資者も、社外取締役の場合、事業に対する知識・理解が浅いケースもあることは十分に承知している。社外取締役に確認したいのは、ガバナンスが十分に機能しているか、課題はあるか、また、経営課題に関して取締役会でどのような議論が行われているかということ →ポイントⅢ、①（資料3-22ページ）

独立社外取締役の選任状況（プライム市場）

- 独立社外取締役を3分の1以上選任するプライム市場上場会社は98.8%、半数選任は41.2%、過半数選任は26.2%

関連する原則	概要
原則4－8	プライム市場上場会社は取締役会において独立社外取締役3分の1以上（必要な場合は過半数）を選任すべき



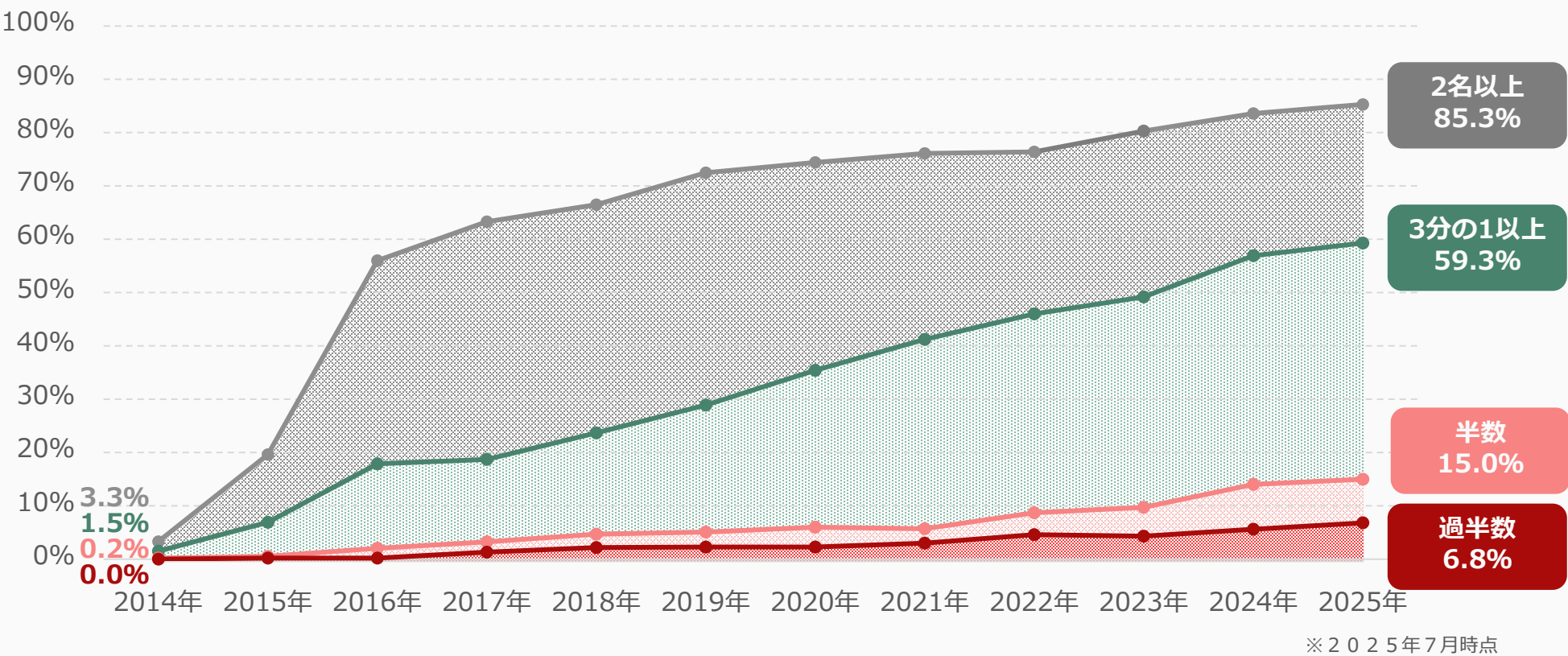
(注) 2021年以前は旧市場第一部を母集団としている

※ 2025年7月時点

独立社外取締役の選任状況（スタンダード市場）

- 独立社外取締役を2名以上選任するスタンダード市場上場会社は85.3%、3分の1以上選任は59.3%、半数選任は15.0%、過半数選任は6.8%

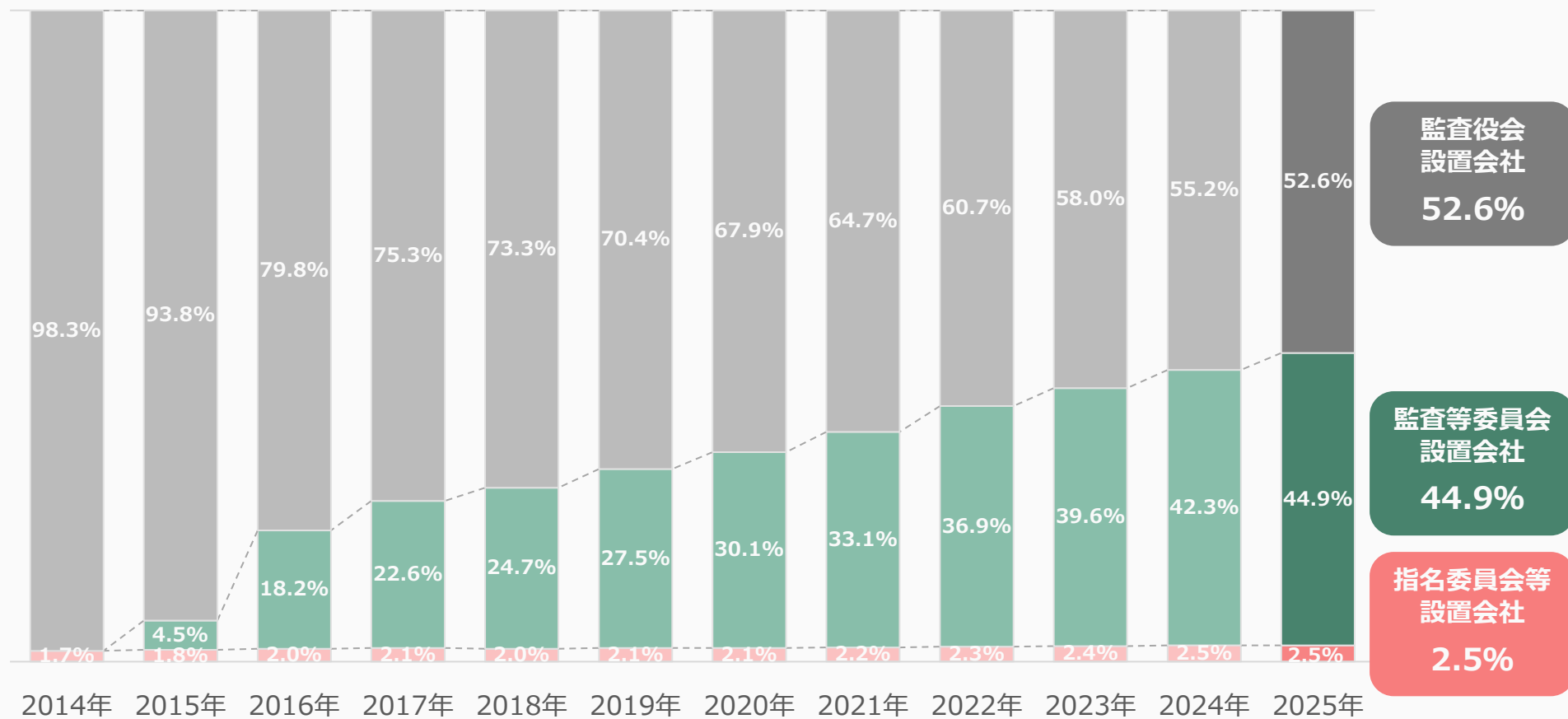
関連する原則	概要
原則 4 – 8	プライム市場以外の上場会社は取締役会において独立社外取締役2名以上（必要な場合は3分の1以上）を選任すべき



(注) 2021年以前は旧市場第二部を母集団としている

組織形態の推移

- プライム・スタンダード・グロース市場の全上場会社のうち、**監査役会設置会社は52.6%、監査等委員会設置会社は44.9%、指名委員会等設置会社は2.5%**であり、監査等委員会設置会社が増加傾向



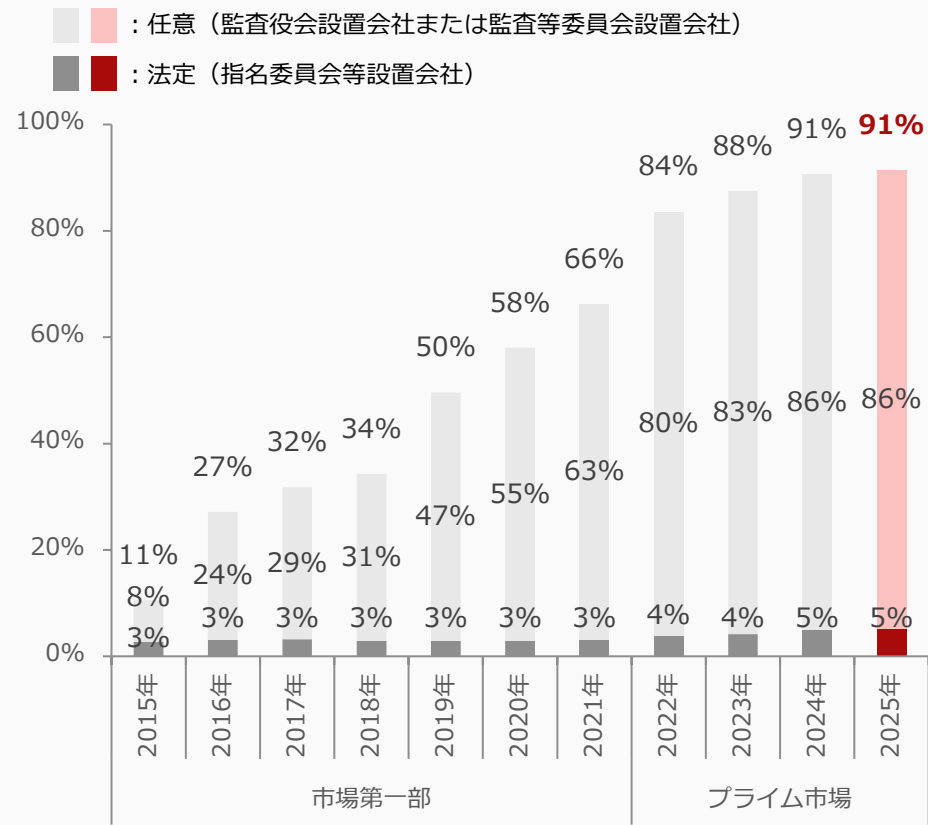
※ 2025年7月時点

指名委員会・報酬委員会の設置状況（プライム市場）

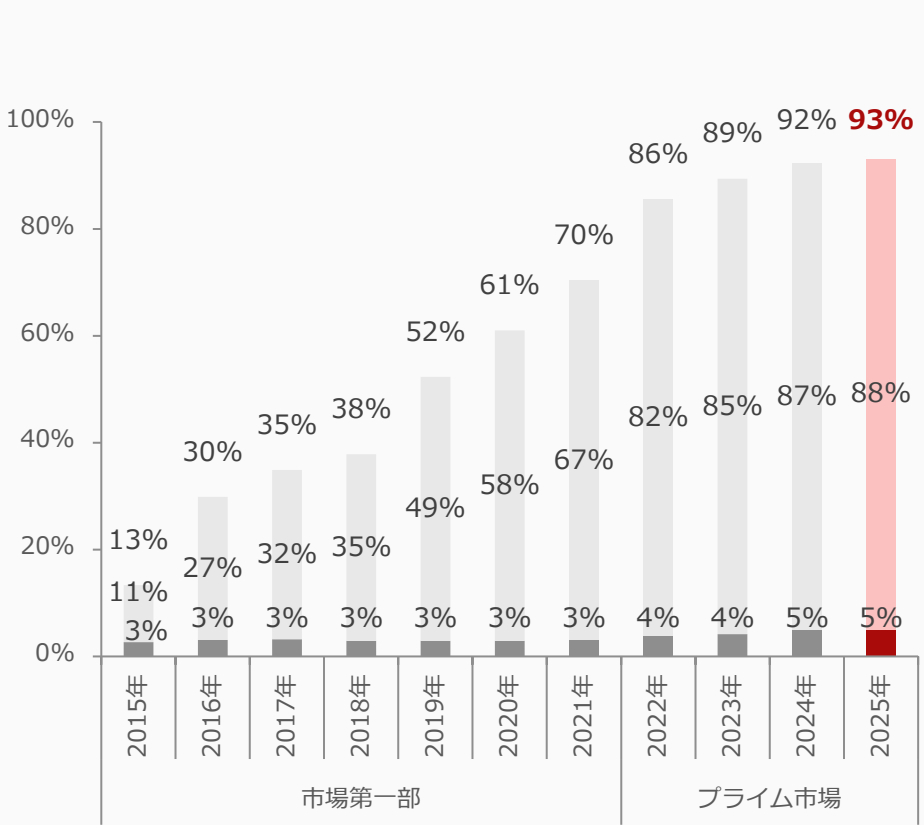
- **プライム市場上場会社**のうち、**法定の指名委員会等設置会社は5%**、**監査等委員会設置会社または監査役会設置会社で任意の指名委員会・報酬委員会を設置している会社は9割超**

関連する原則	概要
補充原則 4－10①	プライム市場上場会社は、任意の指名委員会・報酬委員会について独立社外取締役過半数を基本とし、独立性に関する考え方・権限・役割等を明らかにすべき

法定・任意の指名委員会の設置状況



法定・任意の報酬委員会の設置状況



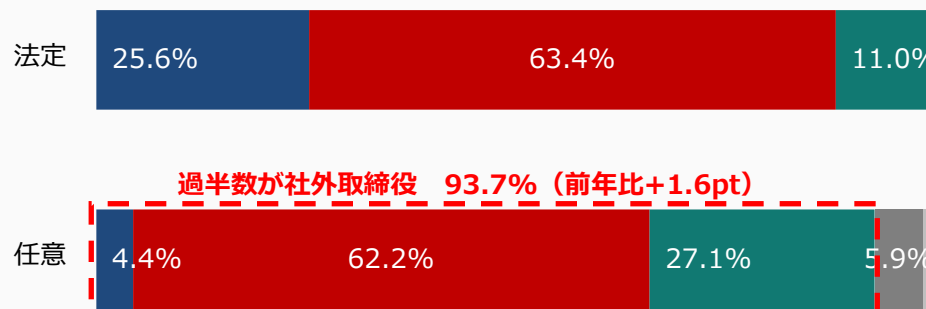
指名委員会・報酬委員会の独立性

- 任意の指名委員会・報酬委員会を設置するプライム上場会社のうち、**構成員の過半数を社外取締役とする会社は9割超、委員長を社外取締役とする会社は7割超まで増加し、委員会における独立性の確保が進捗**

(※) コード上、プライム市場上場会社では、任意の指名委員会・報酬委員会の構成員の過半数を「独立」社外取締役」とすることを基本としているが、以下ではデータの制約上、「社外取締役」を集計対象としている

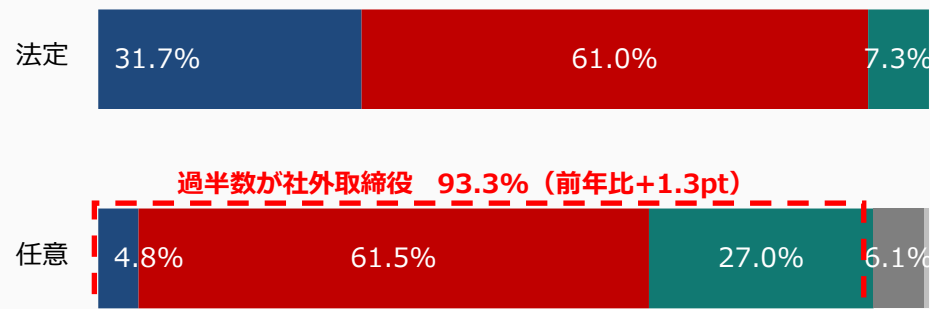
指名委員会の社外取締役比率

■ 全員社外 ■ 2/3以上 ■ 過半数～2/3未満 ■ 1/3以上1/2以下 ■ 1/3未満



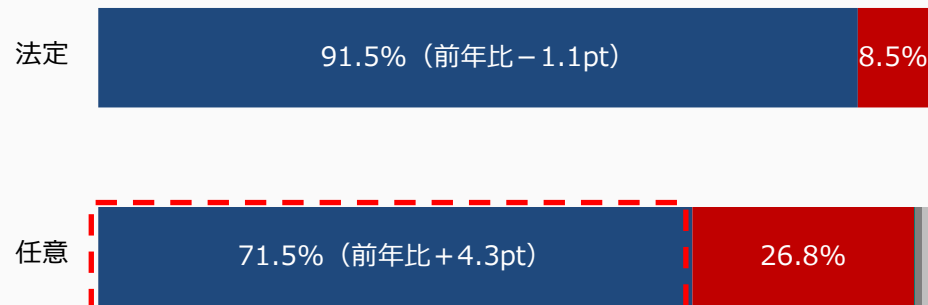
報酬委員会の社外取締役比率

■ 全員社外 ■ 2/3以上 ■ 過半数～2/3未満 ■ 1/3以上1/2以下 ■ 1/3未満



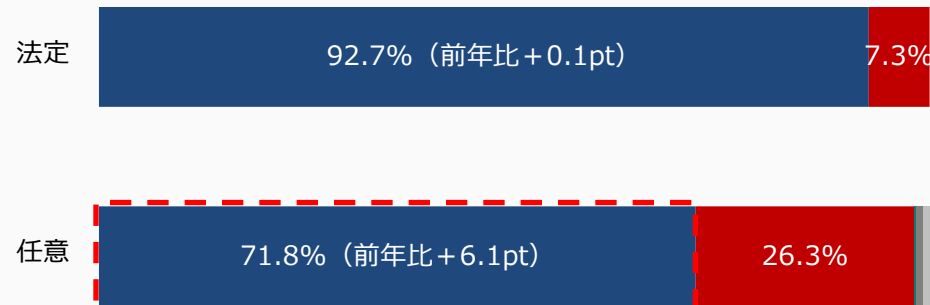
指名委員会の委員長の属性

■ 社外取締役 ■ 社内取締役 ■ 社外有識者 ■ その他 ■ なし



報酬委員会の委員長の属性

■ 社外取締役 ■ 社内取締役 ■ 社外有識者 ■ その他 ■ なし



※ 2025年7月時点

各原則ごとの対応状況①

原則	概要	コンプライ率	
		プライム	スタンダード
基本原則 1	株主の権利と平等性確保に努め、少数・外国人株主への配慮も十分行うべき。	100%	100%
原則 1	上場会社は株主総会の議決権など、株主の権利を実質的に確保すべき。	100%	100%
補充原則 1 – 1 ①	取締役会は提案議案への多くの反対票の理由を分析し、必要な対話等を検討すべき。	99.9%	99.6%
補充原則 1 – 1 ②	取締役会の体制が十分か考慮し、経営機動性等を踏まえて総会決議委任を提案すべき。	100%	99.9%
補充原則 1 – 1 ③	株主、特に少数株主の特別な権利行使を妨げぬよう十分に配慮すべき。	100%	100%
原則 1 – 2	株主総会を対話の場と認識し、株主の視点で権利行使しやすい環境を整備すべき。	100%	99.7%
補充原則 1 – 2 ①	株主が適切に判断できるよう、必要に応じて総会で情報を的確に提供すべき。	100%	99.9%
補充原則 1 – 2 ②	招集通知の正確性を確保しつつ早期発送に努めるべき。また、通知内容をTDnetや自社ウェブサイトで電子的に公表すべき。	99.7%	95.9%
補充原則 1 – 2 ③	株主対話や正確な情報提供を考慮し、総会関連の日程を適切に設定すべき。	99.7%	98.1%
補充原則 1 – 2 ④	機関・海外投資家も考慮し、議決権電子行使環境や招集通知の英訳を進めるべき。プライム市場会社は、機関投資家向けに電子行使プラットフォームを利用可能とすべき。	93.1%	23.1%
補充原則 1 – 2 ⑤	機関投資家が信託銀行等に代わり議決権行使を希望する場合、協議し対応を検討すべき。	98.3%	91.0%

各原則ごとの対応状況②

原則	概要	コンプライ率	
		プライム	スタンダード
原則 1 - 3	資本政策が株主利益に与える影響を踏まえ、基本方針を説明すべき。	99.6%	95.2%
原則 1 - 4	政策保有株式の方針や縮減考え方を開示し、毎年取締役会で保有適否を精査・開示すべき。議決権行使の基準も策定・開示し、基準に沿った対応を行うべき。	95.8%	91.9%
補充原則 1 - 4 ①	政策保有株主が自社株式売却を希望した際、売却等を妨げるべきではない。	99.8%	99.9%
補充原則 1 - 4 ②	政策保有株主との取引は経済合理性を検証し、株主利益を害する継続はすべきでない。	100%	99.9%
原則 1 - 5	買収防衛策は株主への受託者責任を踏まえ、必要性・合理性や手続・説明を徹底すべき。	100%	98.8%
補充原則 1 - 5 ①	公開買付け時は取締役会の考え方を明確に説明し、株主が株式を手放す権利を不当に妨げてはならない。	100%	99.9%
原則 1 - 6	支配権変動や希釈化を伴う資本政策は、必要性・合理性を十分に検討し、適正な手続と十分な説明を行うべき。	100%	99.9%
原則 1 - 7	関連当事者間取引は会社・株主の利益を害さぬよう、取締役会が手続の枠組みを策定・開示し、適切に監視すべき。	100%	99.7%

各原則ごとの対応状況③

原則	概要	コンプライ率	
		プライム	スタンダード
基本原則 2	持続的成長と企業価値創出には多様なステークホルダーとの協働が重要であり、取締役会・経営陣はステークホルダーの権利や倫理を尊重し、企業文化醸成へリーダーシップを発揮すべき。	100%	100%
原則 2 - 1	様々なステークホルダーへの価値創造に配慮しつつ中長期的な企業価値向上を図る経営理念を策定すべき。	100%	99.9%
原則 2 - 2	上場会社は、価値観を示す行動準則を定め実践すべき。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、全社への浸透と遵守を確保すべき。	99.9%	99.6%
補充原則 2 - 2 ①	取締役会は行動準則の実践状況を適宜・定期的にレビューすべき。その際、趣旨や精神が根付く企業文化の有無に重点を置き、形式的確認に終始すべきでない。	99.8%	97.6%
原則 2 - 3	上場会社は、社会・環境問題などサステナビリティ関連の課題に適切に対応すべき。	99.8%	99.1%
補充原則 2 - 3 ①	取締役会は、サステナビリティ課題への対応が経営に重要であると認識し、中長期的価値向上のため積極的かつ能動的な取り組みを検討すべき。	99.4%	97.1%
原則 2 - 4	多様な視点や価値観が成長の強みとなることを認識し、女性活躍など社内多様性の確保を推進すべき。	99.9%	99.3%
補充原則 2 - 4 ①	女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等における多様性確保の方針・目標や状況を開示すべき。人材育成・社内環境整備方針とその実施状況も、中長期的企業価値向上の観点から開示すべき。	81.2%	46.3%
原則 2 - 5	従業員等が不利益を懸念せず通報でき、内容が適切に検証・活用される内部通報体制を整備すべき。取締役会は体制整備の責務を負い、運用状況を監督すべき。	100%	99.9%
補充原則 2 - 5 ①	上場会社は、経営陣から独立した内部通報窓口を設置すべき。また、情報提供者の秘匿や不利益取扱禁止の規律も整備すべき。	99.5%	95.7%
原則 2 - 6	企業年金運用が従業員資産形成や財政に影響することを踏まえ、専門性向上・適切な人材の登用配置等の取組みと、その内容を開示すべき。また、受益者と会社の利益相反が適切に管理されるようにすべき。	98.5%	96.8%

各原則ごとの対応状況④

原則	概要	コンプライ率	
		プライム	スタンダード
基本原則 3	上場会社は財務・非財務情報の適切な開示や積極的な情報提供に努めるべき。取締役会は、特に非財務情報が対話の基盤となるよう、正確で分かりやすく有用な情報提供を図るべき。	100%	99.9%
原則 3 - 1	上場会社は、法令による開示に加え、意思決定の透明性・公正性やガバナンス強化の観点から、以下の事項を主体的に開示すべき。 ① 経営理念・経営戦略・経営計画 ② ガバナンスに関する基本的考え方・方針 ③ 取締役会が経営陣幹部・取締役報酬を決定する際の方針・手続 ④ 取締役会が経営陣幹部の選解任や取締役・監査役候補指名の方針・手続 ⑤ 個別の選解任や指名の理由についての説明	98.6%	91.9%
補充原則 3 - 1 ①	取締役会は、開示情報がひな型的・抽象的にならないよう配慮し、利用者にとって付加価値の高い具体的な記載とすべき。	99.9%	99.8%
補充原則 3 - 1 ②	上場会社は、海外投資家比率も踏まえ、合理的な範囲で英語開示を進めるべき。特にプライム市場会社は、必要な情報を英語で開示・提供すべき。	96.6%	41.3%
補充原則 3 - 1 ③	上場会社は経営戦略の開示時に、自社のサステナビリティ取組みを適切に開示すべき。人的資本・知的財産投資も、経営戦略や課題との整合性を踏まえ、分かりやすく具体的に開示すべき。特にプライム市場会社は、気候変動リスクや収益機会の影響についてデータを収集・分析し、TCFD等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべき。	85.8%	70.5%
原則 3 - 2	外部会計監査人と上場会社は、監査人が株主・投資家への責務を認識し、適正な監査を確保するため適切な対応を行うべき。	100%	100%
補充原則 3 - 2 ①	監査役会は、監査人の選定・評価基準を策定し、独立性や専門性を確認する。	99.8%	97.3%
補充原則 3 - 2 ②	取締役会・監査役会は、十分な監査時間、経営陣へのアクセス、関係者との連携、および不正・問題指摘時の対応体制を確保すべき。	100%	99.9%

各原則ごとの対応状況⑤

原則	概要	コンプライ率	
		プライム	スタンダード
基本原則 4	取締役会は受託者責任・説明責任を踏まえ、成長や価値向上、収益力等の改善を図るため、経営戦略の方向性提示、リスクテイク支援、独立した経営監督などの役割・責務を果たすべき。これらは機関設計の違いを問わず、等しく適切に実施されるべき。	100%	100%
原則 4 - 1	取締役会は経営理念の確立や戦略的方向付けを主要な役割とし、経営戦略等を建設的に議論し、重要な業務決定は戦略を踏まえて行うべき。	100%	99.9%
補充原則 4 - 1 ①	取締役会は自身の判断・決定事項と経営陣への委任範囲を明確にし、その概要を開示すべき。	99.9%	99.6%
補充原則 4 - 1 ②	取締役会・経営陣幹部は中期経営計画も株主へのコミットメントと認識し、達成に最善を尽くすべき。未達時は原因や対応を分析・説明し、次期計画に反映すべき。	94.4%	76.5%
補充原則 4 - 1 ③	取締役会は経営理念や戦略を踏まえ、CEO等の後継者計画の策定・運用に主体的に関与すべき。また、後継者育成が十分な時間と資源をかけ計画的に行われるよう適切に監督すべき。	85.8%	55.0%
原則 4 - 2	取締役会は経営陣の適切なリスクテイク環境を整備し、提案を独立・多角的に検討し支援すべき。また経営陣報酬は、中長期業績やリスクを反映し企業家精神を促すインセンティブ設計とすべき。	98.1%	86.4%
補充原則 4 - 2 ①	取締役会は経営陣報酬を成長への健全なインセンティブとすべく、客観性・透明性ある手続で制度設計・報酬決定を行うべき。また、中長期業績連動報酬や現金・自社株報酬の割合も適切に設定すべき。	92.9%	64.9%
補充原則 4 - 2 ②	取締役会は、中長期的な企業価値向上の観点からサステナビリティの基本方針を策定すべき。また、人的資本・知的財産投資等の経営資源配分や事業ポートフォリオ戦略の実行を、成長に資するよう実効的に監督すべき。	95.6%	80.0%

各原則ごとの対応状況⑥

原則	概要	コンプライ率	
		プライム	スタンダード
原則 4 - 3	取締役会は独立・客観的立場で経営陣等を実効的に監督し、業績評価を人事に反映すべき。また、情報開示や内部統制・リスク管理体制を監督・整備し、利益相反も適切に管理すべき。	99.9%	99.0%
補充原則 4 - 3 ①	取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべき。	99.7%	96.3%
補充原則 4 - 3 ②	取締役会は、CEOの選解任が最重要戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続で、十分な時間と資源をかけて資質あるCEOを選任すべき。	96.9%	84.0%
補充原則 4 - 3 ③	取締役会は、業績等を適切に評価し、CEOが十分に機能していない場合、客観性・適時性・透明性ある解任手続を確立すべき。	95.4%	79.5%
補充原則 4 - 3 ④	取締役会は、コンプライアンス確保やリスクテイクの裏付けとなる内部統制・全社的リスク管理体制をグループ全体で適切に構築し、内部監査部門を活用しつつその運用状況を監督すべき。	100%	99.8%
原則 4 - 4	監査役・監査役会は受託者責任を踏まえ、独立・客観的に監査や選解任等を判断すべき。守りの機能を含む役割を十分果たすため、守備範囲を狭めず積極的に権限を行使し、意見を述べるべき。	100%	100%
補充原則 4 - 4 ①	監査役会は、社外監査役の独立性と常勤監査役の情報収集力を有機的に組み合わせ、実効性を高めるべき。また、社外取締役の独立性を損なわず情報収集力を強化できるよう、社外取締役との連携を確保すべき。	99.9%	99.8%
原則 4 - 5	取締役・監査役・経営陣は株主への受託者責任を認識し、ステークホルダーと協働しつつ会社・株主の利益のために行動すべき。	100%	100%
原則 4 - 6	取締役会による独立・客観的な経営監督の実効性確保のため、業務執行と距離を置く取締役の活用を検討すべき。	100%	99.6%
原則 4 - 7	独立社外取締役には、経営方針等への助言、経営の監督、利益相反の監督、独立した立場でステークホルダーの意見を取締役に反映する役割が期待される。上場会社はこれらの役割・責務を踏まえ、有効な活用を図るべき。	99.9%	98.8%

各原則ごとの対応状況⑦

原則	概要	コンプライ率	
		プライム	スタンダード
原則 4 - 8	独立社外取締役は成長と企業価値向上に資する役割を果たすべき。プライム市場では3分の1以上（その他は2名以上）選任すべき。過半数等が必要と判断する場合は十分な人数を選任すべき。	97.7%	84.7%
補充原則 4 - 8 ①	独立社外取締役は議論への積極的貢献のため、独立した立場での情報交換・認識共有（独立社外取締役会合の定期開催等）を図るべき。	97.7%	86.6%
補充原則 4 - 8 ②	独立社外取締役は筆頭独立社外取締役の選任などにより、経営陣との連絡・調整や監査役等との連携体制を整備すべき。	96.0%	81.7%
補充原則 4 - 8 ③	支配株主を有する上場会社は、支配株主から独立した社外取締役を3分の1以上（プライムは過半数）選任するか、または、利益相反となる重要取引・行為を審議する独立社外取締役等で構成する特別委員会を設置すべき。	91.3%	73.9%
原則 4 - 9	取締役会は、実質的な独立性を重視した独立性判断基準を策定・開示すべき。また、率直・建設的な議論に貢献できる人物を独立社外取締役候補として選定すべき。	99.2%	95.1%
原則 4 - 10	上場会社は、自社特性に最適な機関設計を採用し、必要に応じて任意の仕組みも活用して統治機能を充実させるべき。	99.0%	91.7%
補充原則 4 - 10 ①	独立社外取締役が取締役会過半数でない場合、取締役会の独立性・客観性強化のため、独立社外取締役を主構成員とする指名・報酬委員会を設置し、多様性やスキルも考慮し助言を得るべき。プライム市場では各委員会の過半数を独立社外取締役とし、委員会構成の独立性等について開示すべき。	90.0%	50.5%
原則 4 - 11	取締役会は多様性と適正規模を両立し、知識・経験・能力のバランスを備えるべき。監査役には、適切な経験・能力と財務・会計・法務の知見を有する者が選任されるべきで、特に財務・会計の知見者を1名以上選任すべき。取締役会全体の実効性を分析・評価し、機能向上を図るべき。	94.9%	69.5%

（注）補充原則 4 - 8 ③のコンプライ率は、支配株主を有する上場会社を分母として算出

各原則ごとの対応状況⑧

原則	概要	コンプライ率	
		プライム	スタンダード
補充原則 4 - 1 1 ①	取締役会は経営戦略に必要なスキル等を特定し、知識・経験・能力のバランスや多様性、規模の考え方を定めるべき。各取締役のスキル・マトリックス等を選任方針・手続とともに開示し、独立社外取締役には他社経営経験者も含めるべき。	96.2%	75.1%
補充原則 4 - 1 1 ②	取締役・監査役は役割を果たすため必要な時間・労力を業務に充てるべき。他の上場会社役員兼任は合理的範囲にとどめ、その兼任状況を毎年開示すべき。	99.9%	99.9%
補充原則 4 - 1 1 ③	取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべき。	95.2%	64.9%
原則 4 - 1 2	取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべき。	100%	99.9%
補充原則 4 - 1 2 ①	取締役会は審議活性化のため、資料の事前配布や十分な情報提供、年間スケジュールや議題の決定、審議項目数・頻度の適正化、十分な審議時間の確保を図るべき。	100%	99.4%
原則 4 - 1 3	取締役・監査役は役割遂行のため能動的に情報入手し、必要に応じ追加情報も求めるべき。上場会社は支援体制を整え、取締役会・監査役会は情報提供の円滑さを確認すべき。	100%	99.9%
補充原則 4 - 1 3 ①	取締役（社外取締役含む）は透明・迅速な意思決定のため、必要時は会社に追加情報を求めるべき。監査役（社外監査役含む）は法令上の調査権限などを活用し、適切に情報を入手すべき。	100%	100%
補充原則 4 - 1 3 ②	取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべき。	100%	100%
補充原則 4 - 1 3 ③	上場会社は、内部監査部門が取締役会・監査役会へ直接報告する仕組みを構築し、連携を確保すべき。また、社外取締役・社外監査役に必要な情報を適確に提供できる体制や工夫を行うべき。	99.9%	99.3%

各原則ごとの対応状況⑨

原則	概要	コンプライ率	
		プライム	スタンダード
原則 4 - 1 4	取締役・監査役は役割理解を深め必要な知識を習得・研鑽すべき。上場会社は個々に適したトレーニング機会や費用を支援し、取締役会是对応の適切さを確認すべき。	99.6%	97.8%
補充原則 4 - 1 4 ①	取締役・監査役（社外含む）は、就任時に会社関連知識や役割・責務を理解する機会を得るべき。また、就任後も必要に応じて知識や理解を継続的に更新する機会を得るべき。	99.9%	98.4%
補充原則 4 - 1 4 ②	取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべき。	99.3%	93.6%
基本原則 5	上場会社は、株主総会以外でも株主と建設的対話を行い、成長と企業価値向上を目指すべき。経営陣や取締役は株主の声に耳を傾け、経営方針を明確に説明し、バランスの取れた理解と適切な対応に努めるべき。	100%	99.9%
原則 5 - 1	上場会社は株主からの対話申込みに合理的範囲で前向きに対応すべき。取締役会是对話促進の体制整備や取組方針を検討・承認し、開示すべき。	99.9%	97.9%
補充原則 5 - 1 ①	株主との面談対応者は、株主の希望や関心事項を考慮し、合理的な範囲で経営陣幹部や社外取締役等が面談に臨むことを基本とすべき。	99.6%	99.1%
補充原則 5 - 1 ②	株主対話の方針には、少なくとも以下を記載すべき。 (1) 対話全般を統括し、建設的対話を目配りする経営陣等の指定 (2) IRなど部門間の有機的連携策 (3) 個別面談以外の多様な対話方法の充実取組み (4) 意見・懸念の経営陣・取締役会への効果的フィードバック策 (5) インサイダー情報管理策	99.8%	98.0%
補充原則 5 - 1 ③	上場会社は必要に応じて自社の株主構造把握に努めるべき。株主もその把握作業にできる限り協力することが望ましい。	100%	99.5%
原則 5 - 2	経営戦略・計画の策定・公表時は、資本コストを把握し基本方針や収益・資本効率目標を提示すべき。また、事業ポートフォリオ見直しや各種投資など経営資源配分を、株主に分かりやすく明確に説明すべき。	94.3%	68.1%
補充原則 5 - 2 ①	上場会社は、経営戦略等の策定・公表時に、取締役会決定の事業ポートフォリオ方針や見直し状況を分かりやすく示すべき。	92.9%	82.4%



【本資料に関する注意事項】

- 本資料は情報提供のみを目的としたものであり、投資勧誘や特定の証券会社との取引を推奨することを目的として作成されたものではありません。
- 本資料で提供している情報は万全を期していますが、その情報の完全性を保証しているものではありません。
- 本資料について事前に東京証券取引所への書面による承諾を得ることなく、本資料およびその複製物に修正・加工したり、第三者に配布・譲渡することは強く禁じられています。